

2027年3月期基準

日本IPO実務検定協会公認

財務報告実務検定 開示様式理解編 重要ポイント & 精選問題

EY新日本有限責任監査法人 編著

財務報告の重要ポイントを効率よく学習
豊富な確認問題付きの公式サブテキスト！



リンケージ・パブリッシング

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー、開示）することが法令等により義務付けられていますが、この財務報告実務を担うためには、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」等に基づく報告のルールや、財務報告書類の作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲に学ぶ必要があります。

しかも、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されるとともに、決算早期化の傾向が続いており、開示実務の現場では改正箇所へのフォロー・決算早期化への実務対応に苦慮する局面も少なくありません。

こうした中、膨大な財務報告の知識を効率的に習得できる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっていますが、「検定事務局には受験したいが、仕事が忙しくて十分な勉強時間とれない」「重要ポイントを効率的に学びたい」といった声がしばしば寄せられます。

そこで、財務報告実務のポイントを効率的に学び、「財務報告実務の全体像」をつかんでいただくことを狙いとして作られているのが本書です。

本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキストの「ポイントテキスト」として、また、通常通り公式テキストの「ポイント」を整理して解説しています。具体的には、財務報告実務や財務報告実務検定・開示様式理解編における重要性に応じて解説に濃淡を施しており、また、單元ごとに設けられた連結の問題を解くことで知識の定着が図れるよう工夫されています。さらに、第5章において財務報告実務検定・開示様式理解編と同様の出題スタイルによる問題も掲載し、本試験問題にも慣れていただけるよう配慮しています。

本書が、財務報告実務を効率よく身に付けるとともに、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格に向けた学習の一助となれば幸いです。

最後に、本書の執筆にご尽力いただいた EY 新日本有限責任監査法人の皆様、また、本書の出版の機会を与えていただくとともに編集をご担当いただいたリンケージ・リッシングの岩村信寿様に感謝の意を表します。

一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 財務報告実務検定事務局

執筆にあたって

本書は、財務報告の監査実務に従事している公認会計士が、財務報告実務検定・開示様式理解編を受験する方や、検定の受験を志す方以外でも網羅的に財務報告の基礎知識を得たい方に向けて執筆した、財務報告の要点整理本です。

昨今、上場企業の経理、財務、IRに関する実務担当者やこれから職種を志す人にとって、財務報告（「ディスクロージャー」「開示」とも言われることもあります）に関する知識の取得やアップデートは欠かせません。そのため財務報告に関する知識を体系だてて学び、その成果を確認することができる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっています。その一方で、業務が多忙な受験生などから、「受験する前に学んだ知識の要点整理を行いたい」、「財務報告の重要ポイントをもっと効率的に学びたい」という強いニーズがあります。

そのため本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した「財務報告検定・開示様式理解編公式テキスト」のサブテキストと位置づけて、文字通り公式テキストの「要点」を「整理」して解説する構成となりました。財務報告実務検定・開示様式理解編の重要度に応じて解説の濃淡を加え、また column（コラム）に実務で有用な情報を盛り込んで、読者各自の学習や熟練に応じて利用することを可能にしました。

また、財務報告に関する法令等は頻りに改正されますので、本書では今般の企業結合に関する会計基準及び関連する他の会計基準等の改正や改正会社法に関するトピック等を織り込んだ最新作業を行っています。

本書がみなさまの財務報告実務に関する学習の一助となれば幸いです。

最後に本書の発刊にあたってお世話になりました日本 IPO 実務検定協会及びリネージュ・パブリッシングの編集担当諸氏に心から御礼申し上げます。

2026 年 7 月

執筆者一同

第1章 財務報告概論 7

1. 【ディスクロージャーの体制と年間スケジュール】 重要度 A 9
2. 【本決算スケジュール】 重要度 A 15
3. 【金融商品取引法①】 重要度 B 20
4. 【金融商品取引法②】 重要度 B 23

第2章 有価証券報告書 25

1. 【主要な経営指標等の推移】 重要度 B 27
2. 【沿革】 重要度 C 33
3. 【事業の内容】 重要度 B 34
4. 【関係会社の状況】 重要度 A 41
5. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 重要度 B 43
6. 【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】 44
7. 【事業等のリスク】 重要度 C 45
8. 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 重要度 B 47
9. 【重要な契約等】 重要度 C 52
10. 【研究開発活動】 重要度 C 54
11. 【設備の状況】 重要度 C 55
12. 【株式等の状況】 重要度 C 58
13. 【自己株式の状況】 重要度 C 63
14. 【配当政策】 重要度 C 64
15. 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 重要度 B 65
16. 【従業員の状況等】 重要度 A 76
17. 【連結財務諸表】 重要度 A 81
18. 【連結損益計算書】 重要度 A 92
19. 【連結包括利益計算書】 重要度 B 100
20. 【連結純正資本等変動計算書】 重要度 B 103
21. 【連結キャッシュ・フロー計算書】 重要度 B 104
22. 【継続企業の前提に関する事項】 重要度 B 108
23. 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 重要度 A 111

24. 【注記事項 連結貸借対照表関係】 重要度 A	121
25. 【注記事項 連結損益計算書関係】 重要度 A	125
26. 【注記事項 連結包括利益計算書関係】 重要度 C	128
27. 【注記事項 連結株主資本等変動計算書関係】 重要度 B	129
28. 【注記事項 連結キャッシュ・フロー計算書関係】 重要度 B	132
29. 【注記事項 金融商品関係】 重要度 B	134
30. 【注記事項 有価証券関係】 重要度 B	137
31. 【注記事項 デリバティブ取引関係】 重要度 B	144
32. 【注記事項 退職給付関係】 重要度 B	147
33. 【注記事項 ストック・オプション等関係】 重要度 C	150
34. 【注記事項 税効果会計関係】 重要度 B	151
35. 【注記事項 資産除去債務関係】 重要度 C	153
36. 【注記事項 賃貸等不動産関係】 重要度 C	153
37. 【注記事項 収益認識関係】 重要度 A	154
38. 【注記事項 セグメント情報等】 重要度 A	158
39. 【注記事項 関連当事者情報】 重要度 B	164
40. 【注記事項 1 株主の情報】 重要度 A	167
41. 【注記事項 重要な後発事象】 重要度 C	172
42. 【連結附属明細表 社債明細表】 重要度 C	173
43. 【連結附属明細表 借入金等明細表】 重要度 C	174
44. 【連結附属明細表 リース負債明細表】 重要度 C	175
45. 【連結財務諸表 その他】 重要度 C	176
46. 【単体開示の簡素化】 重要度 B	177
47. 【貸借対照表】 重要度 C	180
48. 【損益計算書】 重要度 C	181
49. 【株主資本等変動計算書】 重要度 C	183
50. 【財務諸表注記事項の取扱い】 重要度 C	184
51. 【注記事項 損益計算書関係】 重要度 C	186
52. 【注記事項 株主資本等変動計算書関係】 重要度 B	187
53. 【注記事項 有価証券関係】 重要度 C	188

54. 【附属明細表 有価証券明細表】重要度 C	189
55. 【附属明細表 有形固定資産等明細表】重要度 B	190
56. 【附属明細表 引当金明細表】重要度 C	193
57. 【主な資産及び負債の内容】重要度 C	194
58. 【独立監査人の監査報告書】重要度 C	195

第3章 半期報告書、内部統制報告

1. 【半期報告書】重要度 B	199
2. 【財務報告に係る内部統制】重要度 C	217

第4章 適時開示

1. 【概論】重要度 B	223
2. 【決算短信】重要度 B	226
3. 【四半期決算短信】重要度 C	234
4. 【その他の適時開示】重要度 C	237

第5章 会社法

1. 【概論】重要度 B	241
2. 【招集通知】重要度 C	242
3. 【事業報告】重要度 B	244
4. 【連結計算書類及び計算書類等】重要度 C	261
5. 【監査報告書】重要度 C	264

第6章 問題編

265

3. 【金融商品取引法①】

要点整理

- ・企業内容開示制度は、投資者を保護するため、有価証券の発行時における発行開示の制度と、その流通時における継続開示の制度の2つに分けることができ、それぞれ以下のとおり。

発行開示制度での主な開示資料名	継続開示制度での主な開示資料名
・有価証券届出書 ・目論見書 等	・有価証券報告書 ・半期報告書 ・内部統制報告書 等

- ・公衆縦覧の制度とは、以下の場所において、営業時間中であれ、いつでも当該書類を閲覧することができる制度である。

- 関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務(支)局
- 当該発行者の本店及び主たる支店
- 金融商品取引所及び政令で定め、認可金融商品取引業協会

- ・有価証券報告書及び有価証券届出書は内閣府(大臣)に提出する。もっとも、開示府令 20 条により、内国会社(上場会社)における具体的な提出先は、以下のとおりである。

- 資本金の額が 50 億円以上…関東財務局
- 資本金の額が 50 億円未満…登記上の本店所在地を管轄する財務(支)局

- ・有価証券届出書と有価証券報告書の概要は、それぞれ以下のとおり。

	有価証券届出書	有価証券報告書
提出義務	・50 名以上の会社に対して 1 億円以上（1 年間を計算しても 1 億円以上となる場合）の有価証券の募集又は売出しを行う場合 ・公開直前の株式の募集又は売出し等の場合（1 億円未満でも）	・上場会社等
	・既に開示が行われている有価証券について売出しを行う場合であれば、1 億円以上であっても有価証券届出書の提出は不要（但し、目論見書は必要）	

	有価証券届出書	有価証券報告書
記載事項	a 当該会社の当該募集又は売出しに関する事項（「証券情報」といわれる） b 当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（「企業情報等」といわれる）	左記 b を記載
添付書類	・定款 ・有価証券発行の取締役会決議があった場合の当該取締役会議事録の写し	・定款（※1） ・書類書類及び事業報告（前年度に報告したもの、若しくはその承認を受けたもの、又は報告しようとするもの、若しくはその承認を受けようとするもの）

（※1）有価証券報告書の提出日前5年以内に提出済の場合、変更なければ添付は不要。但し、変更があれば、前定款と異なる部分と見做される部分を提出。

▶▶▶ 確認問題

次の各問について、その正誤を判断しなさい。

- 問1 有価証券報告書を提出している会社が10億円の公募増資を行った場合、投資者保護のため有価証券届出書と目論見書を作成しなければならない。
- 問2 有価証券報告書は、事業年度経過後3カ月以内に関東財務局ないし登記上の本店所在地を管轄する財務(支)局に提出しなければならない。
- 問3 継続して有価証券報告書を作成・提出している会社であれば、有価証券届出書について前定の要件に従い、企業情報に関しては、組込方式又は参照方式により作成することができる。
- 問4 有価証券届出書及び有価証券報告書を EDINET により提出する都度、定款を PDF データの形式で添付する必要がある。

▶▶▶解説

問1 正しい

既に開示が行われている有価証券について、その売価額の総額が1億円未満の場合であれば有価証券届出書及び目論見書の作成・開示は不要である。本公募増資は既に開示が行なわれている有価証券について「募集」を行う場合であるものの増資額が10億円であることから、有価証券届出書及び目論見書の作成・開示が必要となる。

問2 正しい

なお、関東財務局に提出するか、登記上の本店所在地を管轄する財務局に提出するかは資本金の額で異なることになる。

問3 正しい

なお、組込方式、参照方式のそれぞれの説明は以下のとおりである。

組込方式	・直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書の内容をとりまとめたものを記載 ・当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令に定めるものを記載
参照方式（※1）	・直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を参照すべき旨を記載

（※1）参考方式は、継続開示要件と周知性要件とを充足する発行体に限る。

問4 誤り

有価証券報告書への定款の添付は、有価証券報告書の提出日前5年以内に提出済の場合で定款に変更がない場合には不要である。定款に変更があった場合には添付することとなる。

4. 【金融商品取引法②】

要点整理

- ・上場会社（特定事業会社を除く）の半期報告書は、当該事業年度の開始した日以後6ヶ月間が経過した日から45日以内に内閣府に提出する必要がある。
- ・半期報告書は、中間連結財務諸表提出会社の場合、中間個別財務諸表の記載は不要である。
- ・内部統制報告書は、証券取引所に上場されている有価証券の発行者に報告が求められているが、有価証券報告書に添付すべき書類の会社が報告を求められているものではない。
- ・その他の開示書類としては、以下のものがある。

目論見書

発行登録書及び発行登録追補書類

有価証券報告書の記載内容に係る確認書

自己株券買付状況報告書

親会社等状況報告書

臨時報告書

大量保有報告書

確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

問1 半期報告書の提出先は、有価証券報告書と同様である。

問2 半期報告書の提出期限は種類を問わず中間連結会計期間末日経過後45日以内である。

問3 強力な資金調達を可能とするため、発行登録制度が設けられている。

問4 大量保有報告書は、上場会社の株券等について新たに発行済株式総数の10%超を取得した場合に提出するものである。

問5 有価証券報告書の記載内容に係る確認書は、自社の有価証券報告書の記載

内容が金融商品取引法及び会社法に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書のことである。

▶▶▶解説

問1 正しい

有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書いずれも提出及び提出方法（EDINET）は同様である。

問2 誤り

半期報告書の提出会社は①上場会社（特定事業会社を除く）、②上場特定非事業会社、③非上場会社の3つに区分され、①は45日以内、②は60日以内、③は3ヶ月以内にそれぞれ半期報告書を提出することが定められている。

問3 正しい

発行登録制度とは、今後1年間又は2年間（ただし、コマーシャル・ペーパーについては1年間）の間に有価証券の募集又は売出しを予定している場合、発行する有価証券の種類、発行予定額又は発行残高の上限、発行予定期間（1年間又は2年間）等を記載した発行登録書を提出することにより、有価証券届出書の提出を不要とする制度をいう。

問4 誤り

大量保有報告書は、投資者保護の観点から、会社の支配権への影響を開示させる目的で、上場会社の株主等について新たに発行済株式総数の5%超を取得した場合、またその後の1%以上の増減等が生じた場合に、その保有者は5営業日以内に大量保有報告書又は変更報告書を提出しなければならないという制度である。

問5 誤り

会社法は対象外である。なお、確認書は、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

CC-0

金融商品取引法で要求されている他の開示資料について

要点整理では触れていないが、公式テキストで試験前にもう一度、『目論見書』、『自己株券買付状況報告書』、『親会社等状況報告書』、『臨時報告書』の記載内容や趣旨を確認しておくこと。

16. 【従業員の状況等】

要点整理

① 【人材戦略に関する基本方針等】

- ・ 連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて具体的に記載する。
- ・ 連結会社の従業員の賞与を含む給与、その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載することが求められている。当該方針は、提出会社に係るものに限定することが認められている。ただし、提出会社が子会社の経営管理を行うこととなる業務となる会社（持株会社）である場合には、提出会社及び最大人員会社に係る事項を記載しなければならない。

② 【従業員の状況】

- ・ 当連結会計年度末（事業年度末）における連結会社（提出会社及び連結子会社）における従業員数（就業人員数）をセグメント情報に関連付けて説明したものである。
- ・ 提出会社の従業員に占めては、その従業員数（就業人員数）、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む）及び平均年間給与の対前事業年度増減率を記載し、従業員数（就業人員数）をセグメント情報に関連付けて説明する。
- ・ 提出会社が持株会社である場合には、提出会社及び最大人員会社に係る各事項について、会社ごとに区分して記載することが求められている。
- ・ 臨時従業員が相対数以上である場合には、当連結会計年度末（事業年度末）までの1年間における平均雇用人員を外書きで記載する。なお、臨時従業員の総数が従業員の10%未満の場合、記載を省略できる。
- ・ 当連結会計年度末（事業年度末）までの1年間で、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合、その事情（事業の拡大又は縮小、合併・事業譲渡又は譲受け等の増減要因や増減人員数等）を記載する。

- ・労働組合との間に特記すべき事項等がある場合、その旨を簡潔に記載する。
- ・女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差を記載する。

1 【人材戦略に関する基本方針等】の記載内容

【人材戦略に関する基本方針等】の対象となる連結会社は、提出会社及び連結子会社であるが、当該方針については、提出会社に係るものに限って記載することが認められている。ただし、提出会社が子会社の経営管理を行うこととなる業務とする会社（持株会社）である場合には、提出会社及び最大人員会社について記載する必要がある。ここで、最大人員会社とは、本国の会社を除く連結子会社のうち従業員数が最も多い会社であり、当該国の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、その国に従業員が多い連結子会社も含まれる。

2 【従業員の状況】における連結会社

【従業員の状況】に記載される連結会社は、提出会社及び連結子会社である。

3 【従業員の状況】の記載内容

【従業員の状況】は、当連結会計年度末（事業年度末）における以下の項目を記載する。

- 連結会社におけるセグメント情報と関連付けた従業員数
- 提出会社における従業員数（就業人員数）、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む）及び平均年間給与の対前事業年度増減率
- 提出会社が持株会社の場合は、最大人員会社の各事項について会社ごとに区分すること
- 提出会社におけるセグメント情報と関連付けた従業員数

連結財務三表提出会社の場合、aの連結ベースの記載の他、b及びcの個別ベース（提出会社ベース）の記載も求められる。

なお、従業員数は就業人員数を意味するので、出向社員は出向先においてカウントし、出向元では従業員数に含めない。したがって、連結会社から連結会社外

部への出向者は連結会社における従業員数に含まれないが、連結会社外部から連結会社への出向者は連結会社における従業員数に含まれる。

4 臨時従業員の記載

臨時従業員が相当数以上である場合は、当連結会計年度末（事業年度末）までの1年間の平均雇用人員を外書きで記載する。従業員と異なり、臨時従業員は年間の平均雇用人員を記載する。但し、臨時従業員の総数が従業員の1%未満であるときは、記載を省略できる。

また、臨時従業員の記載を行う場合は、【主要な経営指標等の推移】にも記載する。

なお、従業員の定義、臨時従業員の範囲に関する基準が明細で規定されていないため、集計するルールを明確化し、従業員数の算定方法等に関する内容を脚注に記載することが適当である。

5 その他の記載

当連結会計年度末（事業年度末）までの1年間で、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合には、その事情を記載する。事情とは、例えば事業の拡大又は縮小、合併・事業譲渡又は譲受け等の増減要因等が考えられる。

また、労働組合の間に特記すべき事項等があった場合は、その旨を簡潔に記載する。

column

臨時従業員で記載する人数

- ①臨時従業員は従業員と異なり、当連結会計年度末（事業年度末）における従業員数ではなく、1年間の平均雇用人員を記載することに注意する。

②記載対象となる従業員数及び臨時従業員数は以下のとおりとなる。

区 分	従業員数	臨時従業員数
提出会社	期末従業員数	1年間の平均雇用人数
連結子会社	期末従業員数	1年間の平均雇用人数
非連結子会社や関連会社	期末従業員数	1年間の平均雇用人数
連結会社におけるセグメント情報と関連付けて開示	開示不要	提出会社におけるセグメント情報と関連付けて開示
関連する箇所：	ハイライト情報	ハイライト情報 【主要な設備の状況】

6 人的資本に関連する記載事項

提出会社及びその連結子会社それぞれにおける「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女別賃金の差異」を記載する。

但し、いずれの記載も「女性活躍推進法」又は「育児・介護休業法」の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

▶▶▶確認問題

次の各問について、その正誤を判断しなさい。

問1 【従業員の状況】においては、連結子会社の従業員数（就業人員数）、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む）を記載した上で、従業員数（就業人員数）をセグメント情報に関連付けて記載しなければならない。

問2 【従業員の状況】においては、連結財務諸表提出会社の場合であれば、連結会社におけるセグメント情報と関連付けた従業員数（就業人員数）を記載しなければならない。提出会社の状況の記載は不要である。

問3 【従業員の状況】の記載における臨時従業員には、パートタイマー、季節工及び派遣社員を含めなければならない。

問4 【従業員の状況】においては、臨時従業員が相当数以上である場合には、当連結会計年度末（事業年度末）における雇用人員を外書きで記載する。但し、臨時従業員の総数が従業員の10%未満であるときは、記載を省略することができる。

問5 【従業員の状況】においては、当連結会計年度末(事業年度末)までの1年間に
おいて、連結会社又は提出会社の従業員の人員に増減があった場合には、そ
の増減の多寡に関わりなく増減分析結果を脚注に記載することが適当である。

問6 【従業員の状況】に記載される平均年間給与には、賞与は含まれない。

▶▶▶解説

問1 誤り

連結会社については、従業員数(就業人員数)をセグメント情報に連結付
けて記載するのみでよい。提出会社については、従業員数(就業人員数)、平
均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与(賞与を含む)に記載した上で、従業
員数(就業人員数)をセグメント情報に関連して記載しなければならない。

問2 誤り

連結財務諸表提出会社の場合であっても、連結会社の状況のみならず、提
出会社の状況の記載も必要である。

問3 誤り

臨時従業員の範囲に関する基準は明確に規定されていないため、どのよう
に集計するかは、その実態に応じて決定することになり、その範囲は各社
ごとに異なる。したがって、従業員数の算定方法等に関しては、その内容
を脚注によって示すことが適当とされている。

問4 誤り

臨時従業員が相当数である場合には、当連結会計年度末(事業年度末)
までの1年間にわたる「平均」雇用人員を外書きで記載する。従業員と異
なり、臨時従業員は年間の平均雇用人員を記載することに注意。

問5 誤り

記載の対象となるのは、連結会社又は提出会社の従業員の人員に「著しい」
増減があった場合である。また、その場合には増減要因や増減人員数等の
事情も記載することになる。

問6 誤り

開示府令第二号様式記載上の注意(29)aでは、【従業員の状況】に記載
される平均年間給与には賞与も含まれる、と規定されている。

1. 【半期報告書】

要点整理

- ・【企業の概況】には、【主要な経営指標等の推移】及び【事業の内容】を記載する。
- ・【主要な経営指標等の推移】に記載するものとして、経営成績（売上高、経常利益、親会社株主に帰属する中間純利益、中間包括利益）、財政状態（総資産額、総資産額等）、1株情報等に関するものがある。
- ・【事業の内容】には、重要な変更があった場合や重要な関係会社に異動があった場合、その内容を記載する。
- ・【事業の状況】には【事業等のリスク】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】及び【重要な契約等】を記載する。
- ・【事業等のリスク】は、主要なリスクが発生した場合または重要な変更があった場合、その旨及びその内容を簡潔に記載する。
- ・【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】は、投資者の判断に資するため、分析の検討内容を具体的に分かりやすく記載する。
- ・【提出会社の状況】の【役員・状況】は、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間における役員に異動があった場合に記載する。
- ・【経理の状況】に掲げる財務諸表は、連結財務諸表提出会社であれば以下のとおり個別財務諸表の記載は不要である。

財務諸表名	摘 要
中間連結貸借対照表	—
中間連結損益計算書	2 計算書方式の場合。1 計算書方式も可。
中間連結純利益計算書	
中間連結キャッシュ・フロー計算書	—

- ・中間連結財務諸表は、有価証券報告書と比べて、表示科目を一部集約するとともに、区分掲記ルールも簡便になっている。

科目集約例	貸借対照表	有形固定資産、投資その他の資産、棚卸資産（当該科目で一括掲記した場合、「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」の各金額について注記が必要になる）
	損益計算書	法人税等（当該科目で「法人税、住民税及び市県民税」「法人税等調整額」の一括掲記が可能）
区分掲記ルール	貸借対照表	総資産（負債・純資産の合計額）の100分の10超
	損益計算書	販売費及び一般管理費の総額の100分の20超 営業外収益（費用）の金額の100分の20超 特別利益（損失）の金額の100分の10超

- ・中間連結財務諸表の注記事項は、有価証券報告書と比べて簡便なものとなっている。

有価証券報告書の注記事項	中期報告書の注記事項
重要性の乏しいものを除き（金融商品関係）、（有価証券関係）、（デリバティブ取引関係）の注記を記載	中間連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められた場合のみ（金融商品関係）、（有価証券関係）、（デリバティブ取引関係）の注記が必要
（1株当たり情報）の注記には、1株当たり純資産額について記載	（1株当たり情報）の注記には、1株当たり純資産額についての記載は不要
（リース取引関係）、（退職給付関係）、（ストック・オプション等関係）、（税効果会計関係）、（資産除去債務関係）、（賃貸等不動産関係）の注記は不要	（リース取引関係）、（退職給付関係）、（ストック・オプション等関係）、（税効果会計関係）、（資産除去債務関係）、（賃貸等不動産関係）の注記は不要

中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理（例 原価差異の繰延処理、税金費用の計算）を適用した場合には、重要性に応じ中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記として、その旨及びその内容を注記する。

- ・表示方法を変更した場合、原則として前期数値の組替えをするが、表示方法の変更に関する注記は不要である。

1 【企業の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】

半期報告書－記載例

回 次	経営指標等	第 50 期 中間連結会計 期間	第 51 期 中間連結会計 期間	第 50 期
会計期間		自 20X1 年 4 月 1 日 至 20X1 年 9 月 30 日	自 20X2 年 4 月 1 日 至 20X2 年 9 月 30 日	自 20X1 年 4 月 1 日 至 20X2 年 3 月 31 日
売上高（百万円）		100,285	110,000	100,457
経常利益（百万円）		6,141	7,730	7,866
親会社株主に帰属する中間（当 期）純利益（百万円）		2,530	3,683	5,730
中間包括利益又は 包括利益（百万円）		2,972	4,045	6,363
純資産額（百万円）		158,229	160,017	157,824
総資産額（百万円）		427,119	443,200	435,552
1 株当たり中間（当期） 純利益金額（円）		52.1	56.7	108.8
潜在株式調整後 1 株当たり中 間（当期）純利益金額（円）		52.1	56.1	108.1
自己資本比率（％）		35.5	35.4	35.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）		8,263	10,037	17,003
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）		△ 7,711	△ 9,942	△ 15,820
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）		△ 7,711	△ 1,510	△ 2,719
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高（百万円）		22,268	25,884	25,717

中間連結財務諸表を作成していない場合には、記載例に記載したもの他、「持分法を適用した場合の投資利益」、「資本金」、「発行済株式総数」、「1株当たり配当額」も記載する必要がある。また、記載例に記載したもの内、「中間包括利益又は包括利益」は記載しない。

(2)【事業の内容】

当中間連結会計期間に、提出会社及び関係会社において営まれていた事業の内容について、重要な変更があった場合に、その内容を記載する。

なお、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。

2【事業の状況】

(1)【事業等のリスク】

当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等が、異動、変動、特定取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行、経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等）投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。

将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）の末日現在において判断したものである旨を記載する。

（2）【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。また、連結会社が定める経営方針・経営戦略等または経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等または当該指標等（以下、経営方針等）に重要な変更があったとき、新たに経営方針等を定めた場合、その内容及び理由を記載する。

なお、財務及び事業基本方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている場合には、重要な変更がない場合であっても、「事業上及び財務上の対処すべき課題」に会社法施行規則第11条第3号に掲げる事項を記載する。

その他の事項は以下のとおりである。

項 目	記載内容
研究開発活動	・ 当中間連結会計期間における研究開発活動の金額を記載 ・ 研究開発活動の状況に重要な変更があった場合、その内容をセグメント情報に関連付けて記載
従業員数	当中間連結会計期間において、従業員数（就業従業員数）に著しい増加または減少があった場合、セグメント情報に関連付けてその事情及び内容を記載
生産、受注及び販売の実績	生産、受注及び販売の実績に著しい変動があった場合、その内容を記載
主要な設備	当中間連結会計期間において、主要な設備（リース資産を含む）に著しい変動（※）があった場合、その内容を記載

（※） 新設、休止、大規模修繕、除却もしくは売却等による著しい変動や、前連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模修繕、除却もしくは売却等について著しい変動

（3）【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等が締結又は締結等された場合に、その内容等一定の事項（開示府令第4号の三様式記載上の注意（9）a～i）を記載する。

3 【提出会社の状況】

（1）【株式等の状況】

① 【株式の総数】

- ・ 当中間連結会計期間末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種別株式総数を記載
- ・ 内容欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載
- ・ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載

② 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度】

- ・ 当中間連結会計期間において新株予約権証券を発行した場合、当該新株予約権証券について、発行に係る決議年月日等、所定の事項（開示府令第4号の三様式記載上の注意（11））を記載

- ・会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合、内容の異なる新株予約権ごとに記載【その他の新株予約権等の状況】

- ・買収防衛策の一環として、当中間連結会計期間において新株予約権を発行した場合、決議年月日等、所定の事項（開示府令第四号の様式記載上の注意(12)）を記載
- ・上述した「新株予約権等の状況」の記載と重複している場合は、その旨のみ記載することができる

③【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

- ・当中間連結会計期間に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合、当該中間連結会計期間に行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数、所定の事項を記載
- ・複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合、種類ごとに区分して記載

④【発行済株式総数、資本金等の増減】

- ・当中間連結会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減を記載
- ・中間連結会計期間の末日現在、半期報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金等が増減している場合、半期証券報告書とは異なり半期報告書では注記を求められていない。

⑤【大株主の状況】

- ・当中間連結会計期間の末日現在の大株主の状況を記載
- ・会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合であって、当該大量保有報告書に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載

⑥【議決権の状況】

・当中間連結会計期間の末日現在の議決権の状況についての記載

(2) 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間において役員

に異動があった場合に記載する。

新任役員で他の役員と二親等内の関係がある場合には、その内容を、退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載する。

4 【経理の状況】

(1) 中間連結貸借対照表

有価証券報告書の連結貸借対照表と比べて、表示科目を一部集約するものと、区分掲記ルールも簡便なものとなっている。

①流動資産

流動資産に属する資産は、以下の項目の区分により掲記する。上記「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」を「流動資産」の科目をもって一括掲記することができるが、その場合にはその内訳科目及び金額を注記する。

流動資産の区分表示	別掲基準
a 現金及び預金	当該科目に該当する項目であっても資産の総額の100分の10以下のもので、他の項目に属するものと一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。
b 受取手形、売掛金及び契約資産	
c 有価証券	
d 商品及び製品（半製品を含む）	
e 仕掛品	資産の総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目によって別に掲記
f 原材料及び貯蔵品	
g その他	

②固定資産

有形固定資産と投資その他の資産に属する資産については、それぞれ「有形固定資産」「投資その他の資産」の科目に一括して表示する。但し、適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。また、資産総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

無形固定資産については、「のれん」と「その他」に区分して表示する。但し、「のれん」の金額が資産総額の100分の1以下である場合には、全額を「その他」

として表示できる。また、資産総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

③繰延資産

繰延資産に属する資産は、「繰延資産」の科目に一括して表示する。但し、適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。また、資産総額の100分の10を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

④流動負債

流動負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

流動負債の区分表示	別掲基準
a 支払手形及び買掛金	当該科目に該当する項目であっても負債・純資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。
b 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む）	
c 未払法人税等	負債・純資産の総額の100分の1を超えるものは、当該引当金の設定目的を示す名称をもって掲記
d 引当金	
e 資産除去債務	負債・純資産の総額の100分の10を超えるものについては、当該負債の内容を示す科目をもって別に掲記
f その他	

⑤固定負債

固定負債に属する負債は、以下の項目の区分に従い掲記する。

固定負債の区分表示	別掲基準
a 社債	当該科目に該当する項目であっても負債・純資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、一括して掲記することができる。
b 短期借入金	
c 引当金	負債・純資産の総額の100分の1を超えるものは、当該引当金の設定目的を示す名称をもって掲記
d 退職給付に係る負債	
e 資産除去債務	負債・純資産の総額の100分の10を超えるものについては、当該負債の内容を示す科目をもって別に掲記
f その他	

⑥純資産

純資産は株主資本、その他の包括利益累計額、新株引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

(2) 中間連結損益計算書

有価証券報告書の連結損益計算書及び連結包括利益計算書（又は連結損益及び包括利益計算書）と比べて、区分掲記ルールも簡便なものとなっている。

①販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費については、適当と認められる費用に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目を一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記する方法でもよい。

この場合、主要な費目とは、退職給付費及び賞与金繰入額並びにこれら以外の費目で、その金額が販売費及び一般管理費の合計額の100分の20を超える費用、その他区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

②営業外損益

営業外損益については、有価証券報告書と同様の記載となるが、別掲基準が営業外収益（費用）の総額の100分の20超となっている点が異なる。

③特別損益

特別損益については、有価証券報告書と同様の記載となるが、別掲基準が特別利益（損失）の総額の100分の20超となっている点が異なる。

④親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失

税金等調整前中間純利益以下については、有価証券報告書と同様の記載であるが、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」の金額を「法人税等」として一括掲記することが可能である点が異なる。なお、一括掲記した場合でも注記をする必要はない。

(3) 中間連結包括利益計算書

中間連結包括利益計算書は、連結包括利益計算書と構成や記載内容に大きな違いはない。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

中間連結キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書と構成や記載内容に大きな違いはない。

(5) 継続企業の前提に関する事項

半期報告書での継続企業の前提に関する事項の注記については、財務諸表等規則ガイドラインを準用しているため、基本的な記載内容等有価証券報告書と同様である。但し、期中という特性から下記のとおり有価証券報告書と異なる期中特有の事項がある。

前期末		当中間連結決算日	記載すべき事項
不確実性	注記内容	不確実性	
有	状況の内容、対応策等	有	・不確実性の発生も含めて記載 ・不確実性に変化がない場合には前期の注記を踏襲した記載（この期間に対応した内容も記載） ・対応策は、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までを対象
無	無	無※	記載不要
		新たに発生	当中間連結決算日末日から1年間にわたった評価

(※) 中間連結決算日において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合、注記は必要ない。

(6) 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更

有価証券報告書と相違点はない。

(7) 会計処理基準及び会計方針の変更等

半期報告書では、有価証券報告書で記載されている会計処理基準に関する事項は記載しない。

【会計方針の変更等】の記載内容は、有価証券報告書と比較すると、前事業年度に係る1株当たり情報に対する影響額や前事業年度の期首における棚卸資産額に対する累積的影響額等、一部の記載は求められていない。

(8) 中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。但し、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理には、原則差異の繰上処理等、税金費用の計算（年度の見積実効税率を使用する方法）が決定され、これら中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理が変更した場合は、会計方針の変更に該当する。

(9) 追加情報

有価証券報告書と相違しない。

(10) 注記事項

①中間連結貸借対照表関係

連結貸借対照表の注記と相違は以下のとおりであり、簡略化されていることが分かる。

有価証券報告書での注記事項	半期報告書での注記事項
棚卸資産の中記の注記（連結貸借対照表に一并注記した場合）	左記と同様の注記が必要
減価償却累計額を直接控除している場合の減価償却累計額の注記	左記と同様の注記が必要
非連結子会社及び関連会社株式の注記	必要なし
担保提供資産債務の注記	必要なし
棚卸資産及び工事損失引当金の注記	左記と同様の注記が必要
偶発債務の注記	左記と同様の注記が必要

②中間連結損益計算書関係

連結損益計算書の注記との比較は以下のとおりであり、簡略化されていることが分かる。

有価証券報告書での注記事項	四半期報告書での注記事項
・販売費及び一般管理費の主要な費目は合計額の100分の10超 ・連結損益計算書で「販売費及び一般管理費」と一括掲記した場合に注記必要	・販売費及び一般管理費の主要な費目は合計額の100分の20超
その他（工事損失引当金繰入額、低価法、研究開発費の総額、固定資産売却損益の内訳、減損損失）	必要なし

但し、中間連結会計期間の特性として、事業の性質上、売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合は、その状況を注記する必要がある。

③中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記として、開示されているもののうち、現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係のみが注記の対象となる。

④株主資本等関係

連結株主資本等変動計算書の注記事項のうち、配当に関する注記のみが必要となる。但し、株主資本の金額に前連結会計年度末に比して著しい変動があった場合には、主な変動理由を注記しなければならない。

⑤セグメント情報等

有価証券報告書でのセグメント情報等と比較すると以下のとおりである。

有価証券報告書での注記事項	四半期報告書での注記事項
報告セグメントの概要	必要なし
報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びその算定方法	必要なし
報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報	報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報
差異調整に関する事項	左記と同様の記載が必要

但し、報告セグメントごとの資産の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合は、変動する要因となる事象の概要を注記する必要がある。

半期報告書における報告セグメントを修正した場合の取扱い是有価証券報告書と同様である。

⑥金融商品関係、有価証券関係、デリバティブ取引関係

以下に該当する場合、注記が必要となる。

項 目	四半期報告書での注記が必要となる場合
金融商品関係	・科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものかつ、前連結会計年度の末日と比較し著しい変動が認められる場合 （但し、中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度における連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要な変動が生じた場合には、省略可能）
有価証券関係	・企業集団の事業の運営において重要なものかつ、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合
デリバティブ取引関係	・企業集団の事業の運営において重要なものかつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合

なお、金融商品関係においては、中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に正確な金額を把握することが困難な場合は概算額を記載することができ、極めて困難な場合には所定の注記事項に代えて、その旨、その理由、

当該金融商品の概要及び中間連結貸借対照表計上額を記載することができる。

⑦収益認識関係

当中間連結会計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び正確性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報によって、投資者その他の中間連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

⑧1株当たり情報

有価証券報告書での1株当たり情報と比較し、1株当たり純資産額についてその記載が不要となる。その他は有価証券報告書と同様である。

⑨重要な後発事象及びその他

有価証券報告書と相違点はない。

▶▶▶確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1 中間連結財務諸表を作成している会社において、半期報告書の【主要な経営指標等の推移】に記載すべき経営指標等として、1株当たり純資産額がある。
- 問2 従業員数が前連結会計年度から著しく変動した場合であっても、半期報告書には一切従業員の数について記載する必要はない。
- 問3 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている場合には、重要な変更がない場合であっても、【経営者による財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載する必要がある。
- 問4 商品及び製品、仕掛品、原材料及び蔵品については、金銭債権総額の100分の10を超えていても「棚卸資産」の科目をもって一括掲記することができる。
- 問5 有形固定資産と投資その他の資産に属する資産については、原則としてその金額がそれぞれ資産総額の100分の10を超えない限り「有形固定資産」「投資その他の資産」の科目に一括して表示する。
- 問6 資産除去債務については、流動負債に計上される金額と固定負債に計上される金額が合計で負債及び純資産の合計額の100分の1を超える場合には別掲しなければならない。
- 問7 (企業結合等関係)の注記は、当中間連結会計期間に企業結合が行われていなければならず、前中間連結会計期間に企業結合が行われていた場合であっても記述は必要ない。
- 問8 半期報告書における中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記は、有価証券報告書における連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記と同一項目が定められる。
- 問9 半期報告書の記載項目は有価証券報告書と比較して一部簡略化されている。そのため、半期報告書でのみ記載が求められる事項はない。

▶▶▶解説

問1 誤り

半期報告書では1株当たり純資産額の開示は求められていない。この設問に併せて、【主要な経営指標等の推移】の項目を復習しておきたい。

問2 誤り

当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合には、セグメント情報に関連付けてその事情及び内容について、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載する必要がある。他の“著しい変動があった場合”は「生産、受注及び販売の実績」「主要な設備」がある。併せて「研究開発活動」の場合も押さえておく必要がある。

問3 誤り

当中間連結会計期間に財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に重要な変更があったときは、その内容を記載することが求められている。なお、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項に記載する必要がある。

問4 正しい

但し、当該項目に属する資産の種類及びその金額を注記する。

問5 正しい

併せて押さえておくべき事項は、「のれん」（資産総額の100分の1以下である場合に「その他」に含めることが可能）である。

問6 誤り

資産、負債科目、流動負債と固定負債に分かれるものについて、別掲基準の金額は合算ではなく別々に判断する。そのため、仮に合算して負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたとしても、別々に判定して超えないのであれば別掲する必要はない。

問7 正しい

企業結合等関係の注記は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、重要性の乏しい場合を除いて所定の事項を

注記しなければならない。他の注記と併せて覚えていて欲しい。

問8 誤り

半期報告書における中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記は、有価証券報告書における連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記と比較すると一部簡略化されており、例えば重要な非資金取引の内実の記載は有価証券報告書でのみ求められている。

問9 誤り

半期報告書の記載項目は、基本的には有価証券報告書でも記載が求められているものであるが、半期報告書でのみ記載が求められる事項として、中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記がある。但し、当該注記も重要性が乏しい場合には注記を省略することができる。

【検定主催団体について】

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場企業の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成手順、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広く理解し、円滑かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】」（旧財務報告実務検定）、連結財務諸表を作成するために必要となる基本資料の作成（連結子会社・持分法対象会社の情報収集、連結子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の照合表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の形式を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】」（2016年2月1日より試験開始）を開発・運営しています。

【著者プロフィール】

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

【著者紹介】

監 修	松本雄一（まつもと・ゆういち）	
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし）	
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）	
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ）	小畑 旭（おばた・あさひ）
	小坂橋秀徳（こいたばし・ひでのり）	中谷真久（なかや・まさひさ）
	吉澤直隆（よしざわ・なおたか）	

2015 年 1 月 18 日 初版第 1 刷発行
2026 年 8 月 1 日 第 18 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編 重要ポイント&精選問題

編 著 者 EY 新日本有限責任監査法人
発 行 者 岩 村 信 寿
発 行 所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座1-12-4-7F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用、することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・本書の一部または全部をあらゆるデータ（印刷物、電子ファイル、インターネット等）により、複製及び転載、また、第三者へ転売（オークション含む）、譲渡する事を禁じます。